

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ……(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………
- ……(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………
- ……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
- 建築基準法による一団地の区域……………(同)……………
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………
- 知事指定薬物の指定の失効……………
- ……(福祉保健局健康安全全部業務課)……………
- 漁業災害補償法による特定第二号漁業者の共済契約締結の同意成立の届出……………
- ……(産業労働局農林水産部水産課)……………
- 保安林の指定施業要件の変更……………
- ……(産業労働局農林水産部森林課)……………

### 告示(公)

- 警備員等の検定の実施(二件)……………七
- 警備員等の検定合格者審査の実施(九件)……………九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………七
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………元
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二〇

### 告示

#### ●東京都告示第二百一十一号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十八年二月十九日

東京都知事 外 添 要

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社 京浜管理	代表取締役 田中 孝	台東区北上 野二丁目三 十番九号	東京都知事 (3)第八〇七 六六号	平成二 十四年 五月十 七日
株式会社 シテイオ プトウキ ヨウ	代表取締役 中村 貴樹	渋谷区広尾 一丁目九番 十八号雨宮 ビル二階	東京都知事 (1)第九四三 八六号	平成二 十四年 七月六 日

#### ●東京都告示第二百一十二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき浜松町一丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年二月十九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 組合の名称  
浜松町一丁目地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十四年七月十一日から平成三十年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
港区浜松町一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日  
港区東新橋二丁目四番六号  
平成二十四年七月十一日
- 五 変更の内容  
事業施行期間を平成三十一年三月三十一日まで延長する。
- 六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日  
平成二十八年二月十九日

#### ●東京都告示第二百一十三号

昭和六十三年東京都告示第五百十号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消し

をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年二月十九日

東京都知事 外 添 要 一

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

江戸川区中葛西四丁目九番一及び同番 平成二十八年一月二十日

●東京都告示第二百十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区丸の内一丁目一番三の一部、平成二十八年二月二十五日  
同番三十七、同番三十八、同番五十七から同番六十一まで、同番六十四、同番六十五、同番六十七の一部、同番六十八及び同番六十九

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第二百十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)並びに指定面積(単位平方メートル)

法第四十二条 平成二十八 東村山市諏訪 延長  
第一項第五号 年一月二十 町二丁目四番 九・六〇  
の規定による 五日 三の一部 幅員 四・五〇  
道路 指定面積 一・一四

●東京都告示第二百十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十九日

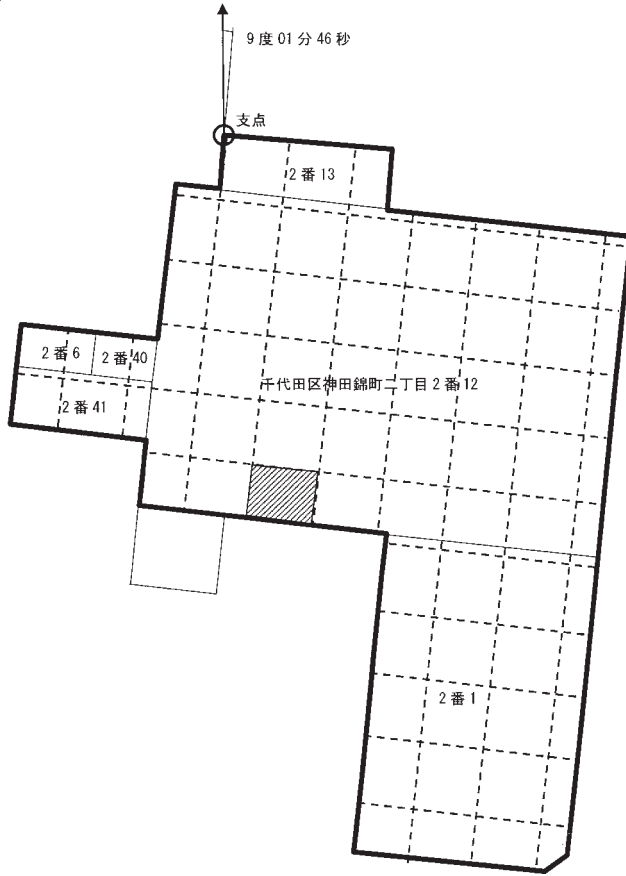
東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(千代田区神田

錦町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、千代田区神田錦町二丁目2番13の最北端とする。

【格子の回転角度（9度01分46秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第六百八十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十九日

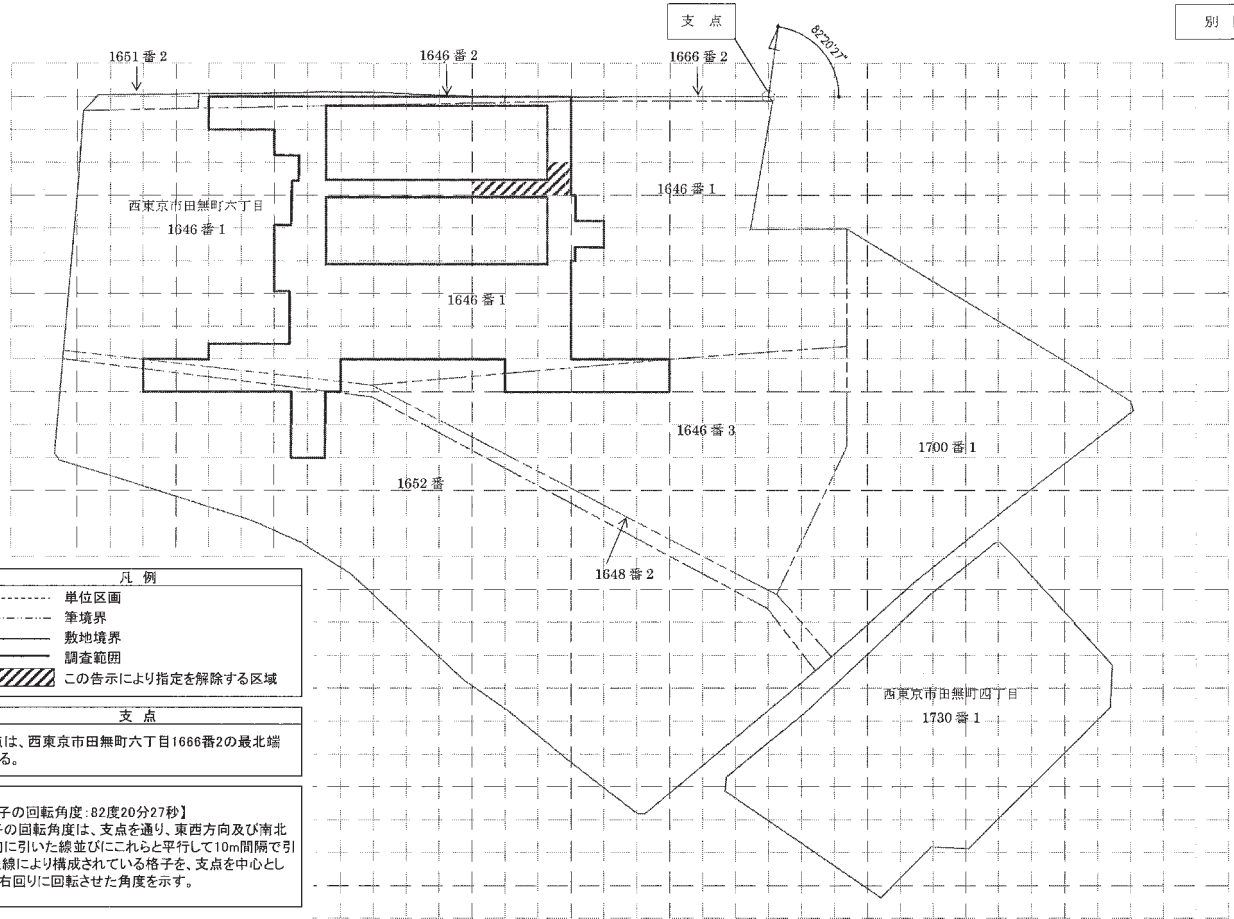
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（西東京市田無町六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**凡例**

- 単位区画
- - - 筆境界
- 敷地境界
- 調査範囲
- //// 此の告示により指定を解除する区域

**支点**

支点は、西東京市田無町六丁目1666番2の最北端とする。

【格子の回転角度：82度20分27秒】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百十八号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年二月十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 失効する知事指定薬物の名称

- (一) 化学名 ーブチルーNー(ニーフエニルプロパンーニール)ーHーインドールーニール  
ボキサミド(通称名CUMYL-BICA)及びその塩類
- (二) 化学名 ー(五フルオロペンチル)ーNー(ニーフエニルプロパンーニール)ーHーピロロ[ニ・ニ・b]ピリジンーニールボキサミド(通称名CUMYL-FIP7AICA)及びその塩類
- (三) 化学名 ニー(ハプロモニーニ・ニ・ニ・六・七・テトラヒドロベンゾ[ニ・ニ・b]ピリジンーニール)エタンアミン(通称名NIC-BFLY)及びその塩類

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第十八号）の施行により、医薬品、

医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

平成二十八年二月二十日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

●東京都告示第二百十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により、発起人から特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定について同意成立の届出があり、当該同意は法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認められるので告示する。

なお、法第百八条第二項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、平成二十八年二月二十日から発生する。

平成二十八年二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

加入区の名 発起人氏名 住 所 同意成立年月日

にいじま にいじま漁 新島村若郷八十三番 平成二十八年一月六日

業協同組合 地 白井 竹雄 同 村式根島三百八十六番地一

知花 伸光 同 村若郷一番六号

北村 一夫 同 所二番六号

●東京都告示第二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
八丈島八丈町末吉一八五七番（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
八丈島八丈町末吉二二七八番（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
八丈島八丈町中之郷三〇三六番・三〇四一番（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町末吉一八六六番一、一八七二番一、一八七五番、一九一七番

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町末吉一八八番・二二二番(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神津島村字宮塚山一一八番、一一九番、一二二番から一二四番まで、一二七番、一二八番、同番二、字那智一〇番、一一番、一四番、一五番、二二番二、同番四、同番五

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び神津島村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大島町岡田字大久保一番一(次の図に示す部分に限る。)、利島村字西山二十八号二二〇一番、二二〇二番、二二一六番一、二二一七番、二二二七番、二二二八番、二二二九番二、二二三〇番から二二三四番まで、二二三八番、二二四三番二、二二四六番一、同番二、二四三七番一、字西山三十号二二五六番二、二四三六番一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部、大島町役場及び利島村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

<p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大島町波浮港字鳥居野二六番二、字源一四番三、一五番六、神津島村字那智二〇番、三七番、三九番から五五番まで、五八番</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部、大島町役場及び神津島村役場に備えて置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 神津島村字高嶺一二九番、字宮塚山一番、一一二番、一一三番、字長浜一番(次の図に示す部分に限る。)、三番、同番二から四まで、四番、同番二、同番四、五番、字名組山二番(次の図に示す部分に限る。)、九番、一〇番、一〇六番、一七六番から一七八番まで、一八一番、一八二番、字神戸山一番(次の図に示す部分に限る。)、四番、五番、大島町元町字上山五二四番七、字式千坪山一九一(次の図に示す部分に限る。)</p>	<p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 次の森林については、主伐に係る伐採種は、定め ない。 神津島村字宮塚山一一二番、一一三番、字長浜四番二、同番四、字名組山一七八番、一八一番</p> <p>2 その他の森林については、主伐は、択伐による。</p> <p>3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部、大島町役場及び神津島村役場に備えて置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 神津島村字洞沢九四番</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で</p>	<p>定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び神津島村役場に備えて置いて縦覧に供する。)</p>
<p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 神津島村字宮塚山一一二番、一一三番、字長浜四番二、同番四、字名組山一七八番、一八一番</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で</p>	<p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 神津島村字宮塚山一一二番、一一三番、字長浜四番二、同番四、字名組山一七八番、一八一番</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で</p>	<p>定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び神津島村役場に備えて置いて縦覧に供する。)</p>
<p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 平成28年5月28日(土曜日) 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 平成28年6月25日(土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁 鮫洲運転免許試験場</p>	<p>東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英 記</p>	<p>告 示 (公)</p> <p>●東京都公安委員会告示第53号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。 平成28年2月19日</p>

3 検定の実施種別	(3) 申請書類	記
<p>規則第1条第1号の警備業務（空港保安警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成28年4月6日（水曜日）及び同月7日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 平成28年4月13日（水曜日）から同月15日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p>	<p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかなとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第54号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。 平成28年2月19日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英</p>	<p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 平成28年5月28日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 平成28年6月25日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成28年4月4日（月曜日）及び同月5日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>6 申請手続</p>



<p>(1) 受付期間 平成28年4月13日(水曜日)から同月15日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 エ 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかなる書面 イ 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>	<p>電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第55号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 平成28年2月19日 東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成28年5月28日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第1号の空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であって、同条第</p>	<p>2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成28年4月11日(月曜日)及び同月12日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 平成28年4月20日(水曜日)から同月22日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p>
---	--	---

<p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>カ 前(2)のウに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかなる書面</p> <p>キ 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ク 前(2)のイ及びウに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>ク (4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>規則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年2月19日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英</p> <p>記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成28年5月28日 (土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第2号の空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間</p>	<p>平成28年4月11日 (月曜日) 及び同月12日 (火曜日) の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成28年4月20日 (水曜日) から同月22日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を經由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」という。) の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p>
---	---	--

●東京都公安委員会告示第56号

警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査 (以下「審査」という。) を実施するので、規

<p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第57号 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査 (以下「審査」という。) を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年2月19日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成28年5月28日 (土曜日) 午前 8時30分から午後 0時30分まで</p>	<p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第3号の施設警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成28年4月11日 (月曜日) 及び同月12日 (火曜日) の2日間 午前 8時30分から午後 5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 平成28年4月20日 (水曜日) から同月22日 (金曜</p>	<p>日) までの3日間 午前 8時30分から午後 5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」という。) の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p>
---	---	--

<p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p>	<p>ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p>
<p>●東京都公安委員会告示第58号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 平成28年2月19日</p>	<p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成28年4月11日(月曜日)及び同月12日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p>	<p>ウ 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>
<p>1 審査の実施期日及び時間 平成28年5月28日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第4号の施設警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下</p>	<p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成28年4月20日(水曜日)から同月22日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p>	<p>●東京都公安委員会告示第59号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則</p>

第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

平成28年2月19日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の実施期日及び時間

平成28年5月28日（土曜日）

午前8時30分から午後0時30分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場

3 審査の実施種別

規則附則第6条第5号の交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者

5 審査予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

確定する。

(1) 申請申出の受付期間

平成28年4月11日（月曜日）及び同月12日（火曜日）の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03（3581）8201

7 申請手続

(1) 受付期間

平成28年4月20日（水曜日）から同月22日（金曜日）までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。

(4) 審査手数料 4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03（3581）4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第60号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）

附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則

第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則

第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

平成28年2月19日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の実施期日及び時間

平成28年2月19日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

<p>平成28年5月28日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第6号の交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成28年4月11日（月曜日）及び同月12日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p>	<p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成28年4月20日（水曜日）から同月22日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか</p>	<p>を、前(2)のウに該当する者には疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>――</p> <p>●東京都公安委員会告示第61号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年2月19日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成28年5月28日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第8号の核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査</p>
--	---	--

<p>4 審査対象者</p> <p>規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領</p> <p>申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成28年4月11日（月曜日）及び同月12日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成28年4月20日（水曜日）から同月22日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p>		<p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第62号</p>
<p>1 審査の実施期日及び時間 平成28年5月28日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第9号の貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p>	<p>警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年2月19日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p>	<p>規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年2月19日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p>

<p>6 申請申出の要領</p> <p>申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間</p> <p>平成28年4月11日（月曜日）及び同月12日（火曜日）の2日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>平成28年4月20日（水曜日）から同月22日（金曜日）までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、</p>	<p>横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>—————</p> <p>●東京都公安委員会告示第63号</p> <p>警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年2月19日</p> <p>東京都公安委員会</p>	<p>委員長 渡 邊 佳 英</p> <p>記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間</p> <p>平成28年5月28日（土曜日）</p> <p>午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所</p> <p>品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別</p> <p>規則附則第6条第10号の貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者</p> <p>規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員</p> <p>30名</p> <p>6 申請申出の要領</p> <p>申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間</p> <p>平成28年4月11日（月曜日）及び同月12日（火曜日）の2日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p>
---	--	---



<p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成28年4月20日(水曜日)から同月22日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p>	<p>(4) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のイ及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年二月十九日 東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チーム36</p> <p>三 代表者の氏名 石井 育子</p>
<p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区弦巻四丁目十一番二十一四〇八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対し、地域社会の活性化に關する事業や、次代を担う人材の育成、ネットワークの構築を通じて、地域社会の推進を図るとともに、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日中協力促進会</p> <p>三 代表者の氏名 青木 集一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区西小岩三丁目十番五号 東会館</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日中両国の市民を対象として、セミナー、シンポジウム、交流会、普及啓発事業を行なうことにより、日本と中国との相互理解を深め、環境保全・平和友好・経済などの分野における日中協力の促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ルドルフシュタイナーハウス</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区弦巻四丁目十一番二十一四〇八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対し、地域社会の活性化に關する事業や、次代を担う人材の育成、ネットワークの構築を通じて、地域社会の推進を図るとともに、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日中協力促進会</p> <p>三 代表者の氏名 青木 集一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区西小岩三丁目十番五号 東会館</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日中両国の市民を対象として、セミナー、シンポジウム、交流会、普及啓発事業を行なうことにより、日本と中国との相互理解を深め、環境保全・平和友好・経済などの分野における日中協力の促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ルドルフシュタイナーハウス</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区弦巻四丁目十一番二十一四〇八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対し、地域社会の活性化に關する事業や、次代を担う人材の育成、ネットワークの構築を通じて、地域社会の推進を図るとともに、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日中協力促進会</p> <p>三 代表者の氏名 青木 集一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区西小岩三丁目十番五号 東会館</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日中両国の市民を対象として、セミナー、シンポジウム、交流会、普及啓発事業を行なうことにより、日本と中国との相互理解を深め、環境保全・平和友好・経済などの分野における日中協力の促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ルドルフシュタイナーハウス</p>

三 代表者の氏名

鈴木 一博

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場四丁目二十五番四号 正善ビル

二〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、スイス・ドルナツハに本拠を置く普遍アントロポゾフイー協会と呼応しつつ、アントロポゾフイーの学問・芸術・教育等に関する研究と普及を行い、社会教育、芸術、子ども教育等の促進をもつて広く社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハッピーライフフォーエバー

三 代表者の氏名

岡田 欣重

四 主たる事務所の所在地

東京都狛江市和泉本町四丁目七番二十七―一〇三号

五 定款に記載された目的

本法人は、障害のある人たちやその家族が、地域の中で社会の一員として自分らしく暮らせるよう、障害の種類や程度、有無等を問わず受け入れ、様々な形態の支援事業及び政策提言・社会啓発なども行い、もつて社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本水上スキー・ウエイクボード連盟

連盟

三 代表者の氏名

本間 徹

四 主たる事務所の所在地

東京都港区三田三丁目十四番十号 三田三丁目MTビル一階 マリンスポーツ財団内

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、水上滑走スポーツに関する全日本選手権大会及びその他の競技会の開催並びに協力に関する事業を行い、水上滑走スポーツの普及及び振興をはかり、もつて国民の心身の健全及びスポーツ一般の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ハワイアンリトミック協会

三 代表者の氏名

鈴木 朋子

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区上馬一丁目一番二―三〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、子育て支援

に関する事業、こどもの教育に関し、ハワイアンミュージックとハワイアンダンスを用いて、地域や学校での学習会、講習会、講演会などを開催し、またそれらに関する指導者育成活動、指導者支援活動もあわせておこなうことで、地域と関わり、こどもの運動能力等の発達、促進を促すとともに、心豊かに暮らせる社会づくり、ノーマライゼーション社会構築に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人えがおに日本

三 代表者の氏名

安藤 敏行

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂一丁目十二番三十二号 アーク森ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、世界に通用するスポーツ選手を育成する各種団体及び児童福祉施設に対する寄付を通してその活動及び運営を支援し、広く一般市民に対して、その境遇に囚われることなく、誰もが平等に自らの能力を発揮しうる環境を整備することにより、わが国のスポーツの振興と青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十三日

<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人学生文化創造</p> <p>三 代表者の氏名 吉田 茂</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西新宿一丁目六番一号 新宿エルタワー 十六階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、勉学に励み、将来の社会・国家のために 尽くそうとする学生に対して、生活上の困難を軽減し及 び学習上の意欲を助長するため、産学の連携の下に、学 生支援相談活動を推進し、もって新しい時代の新しい文 化の創造に貢献することを目的とする。(以上原文のま ま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人N B C R対策推進機構</p> <p>三 代表者の氏名 井上 忠雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区浅草橋二丁目七番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人の目的は、一般市民を対象として、わが国に おいて遅れている分野の一つであるN B C R (N (核) ・ B (生物) ・ C (化学) ・ R (放射能) の頭文字であ り、以下N B C Rという。)防護対策を推進するための</p>	<p>機構である。このため、N B C R関連分野の関係者をは じめ、一般の人々にいたるまで、国・地方自治体・企業 組織・一般家庭等、国内の幅広い地域社会において、N ・ B ・ C ・ Rに関する知識を普及し、危機管理体制(人 的災害・自然災害)の意識高揚を図ると共に、あらゆる 分野におけるN B C R防護対策を推進するための社会的 活動により、市民の安全確保に寄与することを目的とす る。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ソーシャルケア清和会</p> <p>三 代表者の氏名 辻本 きく夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目四十九番六一〇四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障害者に対して、その権利擁護 と尊厳ある生活を守ることに關して介護保険法にもとづ く居宅サービス事業、介護予防サービス事業及び居宅介 護支援、障害者総合支援法にもとづく障害福祉サービス 事業、成年後見・任意後見制度にもとづく相談・後見等 受任事業等を行うことにより、社会福祉の増進に寄与す ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月二十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いろいろ</p> <p>三 代表者の氏名 近藤 智和、浦野 喬</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区月島三丁目十九番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、人口の激減、住人の高齢化、産業や社会 基盤の変化などにより、伝統的な集落・町並みの構成基 盤が変質し、過度に疲弊している地域を支援するための 事業を行い、もってわが国の農山漁村および伝統的な町 並み、住居の保全・再生に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月二十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 e n D e s i g n</p> <p>三 代表者の氏名 伊東 正子</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 外 添 要 一</p> <p>三 代表者の氏名 東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 外 添 要 一</p> <p>三 代表者の氏名 東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 外 添 要 一</p> <p>三 代表者の氏名 東京都知事 外 添 要 一</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 外 添 要 一</p> <p>三 代表者の氏名 東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 外 添 要 一</p> <p>三 代表者の氏名 東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 外 添 要 一</p> <p>三 代表者の氏名 東京都知事 外 添 要 一</p>

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西新宿五丁目七番三ー一二〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の文化、芸術を国内外に広めること、伝統文化を新しい切り口で魅せることによって、新しい思考の提案をすること、高齢者が生き生きと過ごせ、生涯現役でいられるよう、好奇心を湧き上がらせ、心身共に健康になれるような体操を広める活動をするを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フィジカライン

三 代表者の氏名

萩 裕美子、林 倫照

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区北嶺町十八番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民及び企業、健康保険組合、行政等を対象に健康を見つめ直すための機会を提供し、健康支援プログラム事業、健康支援コンサルティング事業、健康支援専門家養成事業を通して支援を行うと共に、健康寿命の延伸及び健康支援産業の創出・発展となる社会の形成を目指すことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人lights

三 代表者の氏名

本田 光、石井 克智、千代川 大樹

四 主たる事務所の所在地

東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目三十四番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民、特に子ども達に対して、自然体験活動、スポーツ体験活動に関する事業を行い、仲間と共にかげがえのない経験、思い出を作り出し、活動の中で刺激、成長し合える場を提供するとともに、心身の成長や自然体験を大切にできる態度を養い、子どもたちの健全育成や生涯にわたって自然に親しむ機会の創出、地域振興の推進、健康増進、スポーツ・文化の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て支援事業団あじさい園

三 代表者の氏名

尹 明秀(平原 明秀)

四 主たる事務所の所在地

東京都国立市富士見台四丁目十番六号

五 定款に記載された目的

ビル二〇二号室

この法人は、広く一般市民を対象として、乳児からの保育及び道徳教育等の子育て支援事業並びに地域コミュニティの推進事業を行い、子供をもつ親が、安心して子供を預け、働きながら社会貢献と自己実現を果たせる社会の具現化と、女性の社会進出促進の一助になるとともに、待機児童問題の解消及び少子化問題の解決に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年二月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

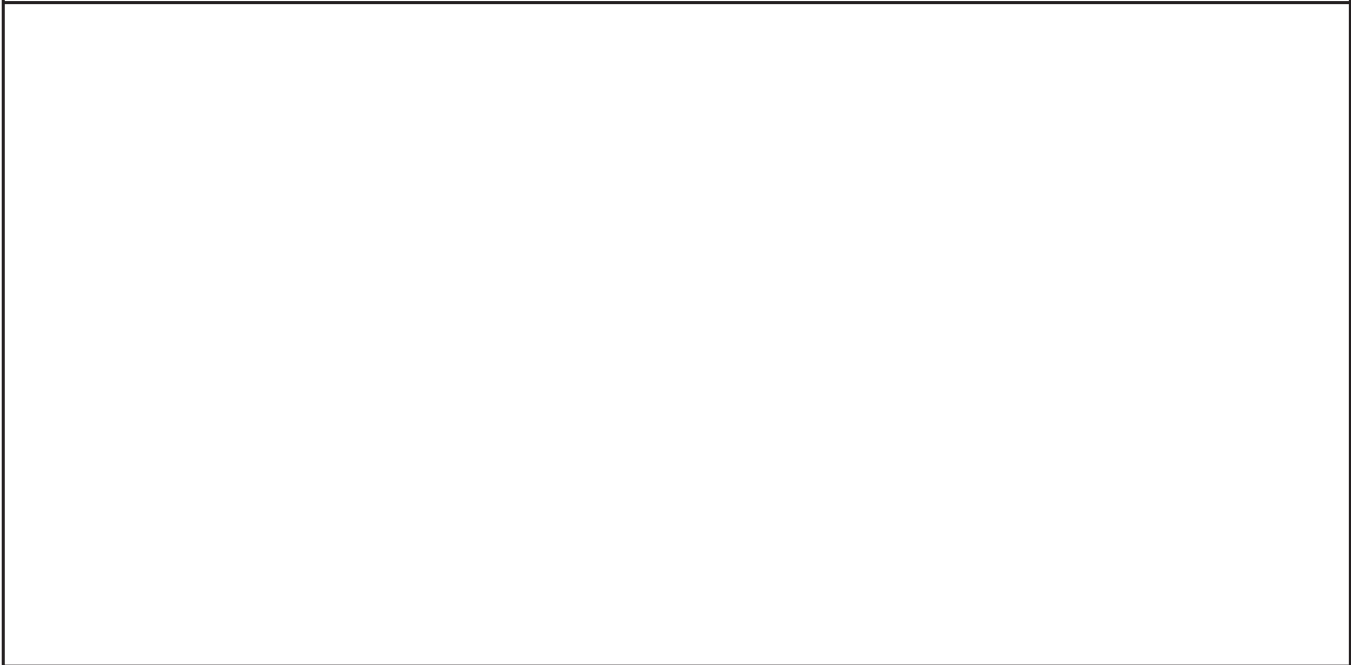
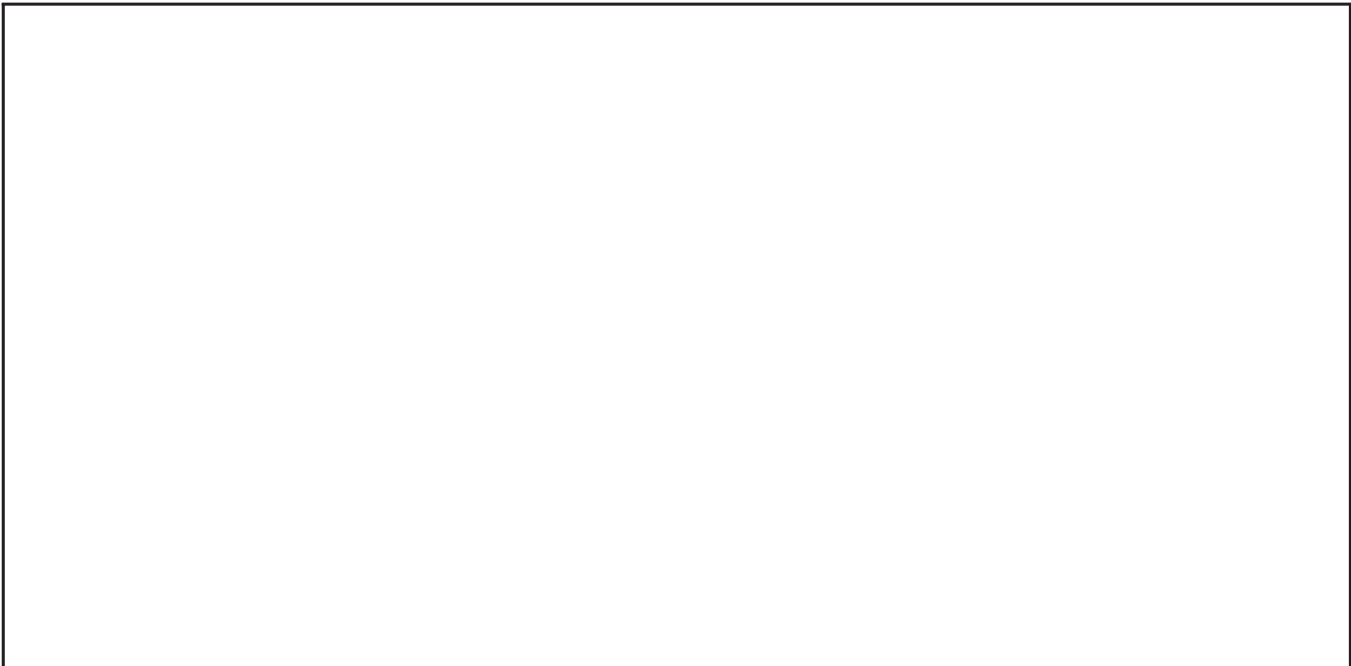
小金井市緑町五丁目二千三百四十五番十六及び同番十九 杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号 株式会社細田工務店 代表取締役 阿部 憲一

小平市花小金井二丁目七百二十二番一の一部 新宿区西新宿二丁目六番一 株式会社タカラレーベン 代表取締役 島田 和一

小金井市緑町五丁目二千三百四十五番十 小金井市緑町二丁目一番三十四号 大和ハウス工業株式会社 支配人 坂井 淳一

西東京市ひばりが丘北一丁目二千五百四十三番一及び同番二 千代田区丸の内二丁目二番三十三号 株式会社フージャースアベ

ニ  
ユ  
ー  
代表取締役  
森  
俊哉



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 七〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001